

議案第20号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するに
ついて

宇治市国民健康保険条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和4年2月16日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇治市国民健康保険条例（昭和36年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条各号列記以外の部分中「第23条」を「第23条及び第23条の3」に改め、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「の規定による」を「及び第72条の3の2第1項の規定による」に改める。

第16条第1項第1号中「100分の7.29」を「100分の7.75」に改め、同項第2号中「25,500円」を「27,900円」に改め、同項第3号ア中「17,100円」を「18,000円」に改め、同号イ中「8,550円」を「9,000円」に改め、同号ウ中「12,825円」を「13,500円」に改める。

第16条の5中「及び第23条」を「、第23条及び第23条の3」に改める。

第16条の5の2各号列記以外の部分中「第23条」を「第23条及び第23条の3」に改め、同条第2号イ中「の規定による」を「及び第72条の3の2第1項の規定による」に改める。

第16条の5の5第1項第1号中「100分の2.89」を「100分の2.78」に改め、同項第2号中「9,700円」を「9,600円」に改め、同項第3号ア中「6,500円」を「6,200円」に改め、同号イ中「3,250円」を「3,100円」に改め、同号ウ中「4,875円」を「4,650円」に改める。

第16条の5の9中「及び第23条」を「、第23条及び第23条の3」に改める。

第16条の9第1項第1号中「100分の2.87」を「100分の2.97」に改め、同項第2号中「11,800円」を「12

、200円」に改め、同項第3号中「5,900円」を「6,000円」に改める。

第23条の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改め、同条第1項第1号ア中「17,850円」を「19,530円」に改め、同号イ（ア）中「11,970円」を「12,600円」に改め、同号イ（イ）中「5,985円」を「6,300円」に改め、同号イ（ウ）中「8,977円」を「9,450円」に改め、同項第2号ア中「12,750円」を「13,950円」に改め、同号イ（ア）中「8,550円」を「9,000円」に改め、同号イ（イ）中「4,275円」を「4,500円」に改め、同号イ（ウ）中「6,412円」を「6,750円」に改め、同項第3号ア中「5,100円」を「5,580円」に改め、同号イ（ア）中「3,420円」を「3,600円」に改め、同号イ（イ）中「1,710円」を「1,800円」に改め、同号イ（ウ）中「2,565円」を「2,700円」に改め、同条第2項後段中「17,850円」を「19,530円」に、「6,790円」を「6,720円」に、「11,970円」を「12,600円」に、「4,550円」を「4,340円」に、「5,985円」を「6,300円」に、「2,275円」を「2,170円」に、「8,977円」を「9,450円」に、「3,412円」を「3,255円」に、「12,750円」を「13,950円」に、「4,850円」を「4,800円」に、「8,550円」を「9,000円」に、「3,250円」を「3,100円」に、「4,275円」を「4,500円」に、「1,625円」を「1,550円」に、「6,412円」を「6,750円」に、「2,437円」を「2,325円」に、「5,100円」を「5,580円」に、「1,940円」を「1,920円」に、「3,420円」を「3,600円」に、「1,300円」を「1,240円」に、「1,710円」を「1,800円」に、「650円」を「620円」に、「2,565円」を「2,700円」に、「975円」を「930円」に改め、同

条第3項後段中「17,850円」を「19,530円」に、「8,260円」を「8,540円」に、「11,970円」を「12,600円」に、「4,130円」を「4,200円」に、「12,750円」を「13,950円」に、「5,900円」を「6,100円」に、「8,550円」を「9,000円」に、「2,950円」を「3,000円」に、「5,100円」を「5,580円」に、「2,360円」を「2,440円」に、「3,420円」を「3,600円」に、「1,180円」を「1,200円」に改める。

第23条の2の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第23条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条第1項第2号又は第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割額から、当該額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）を控除して得た額とする（第3項に掲げる場合を除く。）。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条第1項第2号又は第16条の4」とあるのは「第16条の5の5第1項第2号又は第16条の5の8」と読み替えるものとする。

3 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第16条第1項第2号又は第16条の4の基礎賦課額の被保

険者均等割額から、当該額に第23条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる額を控除して得た額
(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条第1項第2号又は第16条の4」とあるのは「第16条の5の5第1項第2号又は第16条の5の8」と、「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第2項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」と、「同項各号ア」とあるのは「同条第2項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号ア」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険料について適用し、令和3年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。